

インフルエンザ用

年 組 _____ 保護者様

令和 年 月 日
練馬区立練馬第三小学校

お子様がインフルエンザに罹患された場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健法の規定により「出席停止」となります。※「出席停止」の場合は欠席になりません。

医師により登校許可の診断が出された場合は、下の「登校届」に記入の上、学校に提出してください。

平成 24 年 4 月に学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」と変わりました。出席停止の期間は下の表を参考にしてください。ただし、病状により学校医その他医師が感染の恐れがないと認めた時は、この限りではありません。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

	発症日 (0日目)	発症日 (1日目)	発症日 (2日目)	発症日 (3日目)	発症日 (4日目)	発症日 (5日目)	発症した後 5 日を経過した後			
発症後 1日目に 解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後 2日目に 解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後 3日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後 4日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後 5日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

キリトリ

インフルエンザ用登校届

令和 年 月 日

学校長様

インフルエンザのため欠席していましたが、医師より登校の許可の診断が出されましたので登校いたします。

インフルエンザの型 (A 型 ・ B 型 ・ 不明) 病 (医) 院名 _____

発症日	解熱日	出席停止期間
月 日	月 日	月 日 より加療の結果、 月 日から登校

年 組 _____ 児童氏名 _____

※保護者が記入して、学校へ提出してください。

保護者名 _____ 印 _____